

令和7年3月21日

令和7年
第2回野洲市議会定例会
発議書

野洲市議会

発議第 1 号

野洲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

提出者 野洲市議会議員 荒川 泰宏

提出者 野洲市議会議員 山崎 敦志

提出者 野洲市議会議員 津村 俊二

提出者 野洲市議会議員 田中 陽介

提出者 野洲市議会議員 小菅 康子

提出者 野洲市議会議員 村田 弘行

野洲市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

野洲市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年野洲市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前			改正後		
目次 【略】			目次 【略】		
第1章 総則			第1章 総則		
第1条 【略】			第1条 【略】		
(定義)			(定義)		
第2条 【略】			第2条 【略】		
2・3 【略】			2・3 【略】		
4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号。 <u>以下「情報公開条例」という。</u> ）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。			4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。		
5～9 【略】			5～9 【略】		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条において「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条において「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 【略】			11～13 【略】		
第3条 【略】			第3条 【略】		
第2章 個人情報等の取扱い			第2章 個人情報等の取扱い		
第4条～第11条 【略】			第4条～第11条 【略】		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第12条 【略】			第12条 【略】		
2～4 【略】			2～4 【略】		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第30条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項	法令に基づく場合を除く	利用目的以外の目的	第12条第1項	法令に基づく場合を除く	利用目的以外の目的

	き、利用目的 以外の目的	
	自ら利用し、 又は提供し てはならな い	自ら利用してはなら ない
第12条第 2 項	自ら利用し、 又は提供す る	自ら利用する
第12条第 2 項第 1 号	本人の同意 があるとき、 又は本人に 提供する とき	人の生命、身体又は 財産の保護のために 必要がある場合であ って、本人の同意が あり、又は本人の同 意を得ることが困難 であるとき
第39条第 1 項第 1 号	又は第12条 第 1 項及び 第 2 項の規 定に違反し て利用され ているとき	第12条第 5 項の規定 により読み替えて適 用する同条第 1 項及 び第 2 項（第 1 号に 係る部分に限る。） の規定に違反して利 用されているとき、 番号利用法第20条の 規定に違反して収集 され、若しくは保管 されているとき、又 は番号利用法第29条 の規定に違反して作 成された特定個人情 報ファイル（番号利 用法第2条第9項に 規定する特定個人情 報ファイルをいう。） に記録されていると き
第39条第 1 項第 2 号	第12条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第19条

第13条～第16条 【略】

第 3 章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 【略】

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

	き、利用目的 以外の目的	
	自ら利用し、 又は提供し てはならな い	自ら利用してはなら ない
第12条第 2 項	自ら利用し、 又は提供す る	自ら利用する
第12条第 2 項第 1 号	本人の同意 があるとき、 又は本人に 提供する とき	人の生命、身体又は 財産の保護のために 必要がある場合であ って、本人の同意が あり、又は本人の同 意を得ることが困難 であるとき
第39条第 1 項第 1 号	又は第12条 第 1 項及び 第 2 項の規 定に違反し て利用され ているとき	第12条第 5 項の規定 により読み替えて適 用する同条第 1 項及 び第 2 項（第 1 号に 係る部分に限る。） の規定に違反して利 用されているとき、 番号利用法第20条の 規定に違反して収集 され、若しくは保管 されているとき、又 は番号利用法第29条 の規定に違反して作 成された特定個人情 報ファイル（番号利 用法第2条第10項に 規定する特定個人情 報ファイルをいう。） に記録されていると き
第39条第 1 項第 2 号	第12条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第19条

第13条～第16条 【略】

第 3 章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 【略】

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生に関する事項その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの イ〜キ 【略】 (2)・(3) 【略】 3 【略】 第18条 【略】 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 第20条～第31条 【略】 第2節 訂正 (訂正請求権) 第32条 【略】 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 【略】 (訂正請求の手續) 第33条 【略】 2 【略】 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 第34条～第38条 【略】 第3節 利用停止	ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの イ〜キ 【略】 (2)・(3) 【略】 3 【略】 第18条 【略】 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 第20条～第31条 【略】 第2節 訂正 (訂正請求権) 第32条 【略】 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 【略】 (訂正請求の手續) 第33条 【略】 2 【略】 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 第34条～第38条 【略】 第3節 利用停止
---	---

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると
思料するときは、この条例の定めるところ
により、議長に対し、当該各号に定める措
置を請求することができる。ただし、当該
保有個人情報の利用の停止、消去又は提供
の停止（以下この章において「利用停止」
という。）に関して他の法令の規定により
特別の手続が定められているときは、この
限りでない。

(1)・(2) 【略】

2 代理人は、本人に代わって前項の規定に
よる利用停止の請求（以下この章及び第49
条において「利用停止請求」という。）を
することができる。

3 【略】

(利用停止請求の手続)

第40条 【略】

2 【略】

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備
があると認めるときは、利用停止請求をし
た者（以下この章において「利用停止請求
者」という。）に対し、相当の期間を定め
て、その補正を求めることができる。

第41条～第44条 【略】

第4節 【略】

第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記
録する公文書に記録されているものに限
る。）のうち、まだ分類その他の整理が行
われていないもので、同一の利用目的に係
るものが著しく大量にあるためその中か
ら特定の保有個人情報を検索することが
著しく困難であるものは、第4章（第4節
を除く。）の規定の適用については、議会
に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する
情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利
用停止請求（以下この条において「開示請
求等」という。）をしようとする者がそれ
ぞれ容易かつ的確に開示請求等をするこ
とができるよう、保有個人情報の特定その

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると
思料するときは、この条例の定めるところ
により、議長に対し、当該各号に定める措
置を請求することができる。ただし、当該
保有個人情報の利用の停止、消去又は提供
の停止（以下「利用停止」という。）に関
して他の法令の規定により特別の手続が
定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 【略】

2 代理人は、本人に代わって前項の規定に
よる利用停止の請求（以下「利用停止請求」
という。）をすることができる。

3 【略】

(利用停止請求の手続)

第40条 【略】

2 【略】

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備
があると認めるときは、利用停止請求をし
た者（以下「利用停止請求者」という。）
に対し、相当の期間を定めて、その補正を
求めることができる。

第41条～第44条 【略】

第4節 【略】

第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記
録する公文書に記録されているものに限
る。）のうち、まだ分類その他の整理が行
われていないもので、同一の利用目的に係
るものが著しく大量にあるためその中か
ら特定の保有個人情報を検索することが
著しく困難であるものは、前章（第4節を
除く。）の規定の適用については、議会に
保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する
情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利
用停止請求（以下この条において「開示請
求等」という。）をしようとする者がそれ
ぞれ容易かつ的確に開示請求等をするこ
とができるよう、保有個人情報の特定に資

他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第50条～第53条 【略】 第6章 罰則 第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の規定による委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。 第57条・第58条 【略】 別表 【略】	する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第50条～第53条 【略】 第6章 罰則 第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の規定による委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 第57条・第58条 【略】 別表 【略】
---	--

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第54条から第56条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 前項ただし書に規定する施行の日（次項において「施行日」という。）前にした行為に対する処罰については、なお従前の例による。
- 施行日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれると

きは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。